

# 生徒会役員選挙ルール

## 1. 総則

(このルールの目的)

このルールは、N高等学校、S高等学校(以降N/S高)における生徒会役員選挙の選挙制度を確立するとともに、その選挙が立候補者および有権者である生徒が自らの意思表示を公明かつ適正に行われることを確保することを目的とする。

(このルールの適用範囲)

このルールは、N/S高における生徒会役員選挙について適用する。

(生徒会役員の定数)

生徒会役員の定数はN/S高合わせて二十人とする。

(生徒会役員の役職)

生徒会役員の役職は以下のとおり定められる。

会長 ... 生徒会役員選挙で得票数1位の者

会計 ... " 2位の者

書記 ... " 3位の者

N高総代 ... 会長、会計、書記を除いた立候補者のうち、N高の得票数1位の者

S高総代 ... " S高の得票数1位の者

地区代表 ... 上記5名を除き、それぞれの地区の有権者から最も得票を得たものから選出する。各地区の定数は下記のとおりとする。

北海道地区代表: 1名

東北地区代表: 1名

関東地区代表: 5名

北信越地区代表: 1名

中部地区代表: 2名

近畿地区代表: 2名

中国地区代表: 1名

四国地区代表: 1名

九州・沖縄地区代表: 1名

## 2. 選挙権、被選挙権

(選挙権)

N/S高に在籍する生徒で、生徒会役員選挙投票日に在学している者(休学、停学を除く)は選挙権を有する。

(被選挙権)

N/S高に在籍する生徒のうち、下記の条件を満たすものは被選挙権を有する。

- ・生徒会役員の任期中にN/S高のどちらかに在籍している生徒
- ・立候補に必要な届け出を適正に行える者
- ・生徒会役員当選後、本名、顔出しでの活動が行える者
- ・生徒会役員当選後、メディアや学園の取材などに応じ、広報活動に協力できる者
- ・立候補期間終了時点で生徒指導を受けていない者

## 3. 立候補

(立候補の届け出)

立候補については、別途定めるGoogleフォームにて行う。

(立候補時に必要なもの)

立候補者は下記について提出する。

- ・顔写真、もしくはSlackのアイコン画像
- ・本名、もしくはSlackの表示名
- ・自己紹介文
- ・所信表明資料

なお、Slackのアイコンや表示名を使用するものは、届け出たときから選挙終了までそれらを変更することを禁ずる。

また、所信表明資料については動画、スライドなど形式は自由とする。

## 4. 投票

(選挙の方法)

選挙は、投票によって行う。

(一人三票)

投票は、一人三票に限る。また、三票はそれぞれ別の候補者に投じる。

(投票期間)

投票期間は、選挙に関するメールに記載された期日とする。

(投票の方法)

投票は、別途定めるGoogleフォームにて行う。

## 5. 開票

(開票の方法)

開票は、生徒会担当職員によって開票、集計される。

(開票日)

開票日は、選挙に関するメールに記載された期日とする。

(開票結果の公表)

開票結果については、当選者のみを公表する。

## 6. 選挙における禁止事項

(立候補の禁止事項)

生徒会役員選挙に立候補する者は、下記について禁止し、違反があった場合は立候補並びに当選を取り消す場合がある。

- ・本名およびSlackの表示名以外の名前を使用すること。
- ・顔写真およびSlackのアイコン以外の画像を使用すること。
- ・Slackの表示名、アイコンを使用した者が選挙期間中にそれらを変更すること。
- ・当選後に本名、顔出しで活動する意思がない状態で立候補すること。
- ・当選後に取材対応をする意思がない状態で立候補すること。

(選挙期間中の禁止事項)

すべての生徒において、選挙期間中下記について禁止し、違反があった場合は生徒指導の対象とする。

- ・立候補者の氏名、顔写真を他のSNSやSlack等でみだりに使用し、拡散する行為。
- ・Slackポリシーに違反する形で投票を呼びかける行為。
- ・金品と引き換えに投票を呼びかける行為。
- ・投票権の譲渡、売買
- ・立候補者の選挙活動を妨害する行為。
- ・投票者の投票活動を妨害する行為。

(違反行為の報告、相談)

違反行為、もしくはそれに類すると思う行為を発見した者は、直ちに生徒会担当職員に連絡をすること。

また、自身の行った行為、もしくはこれから行おうとする行為が違反行為に当たるかの確認をしたい場合も、同様に生徒会担当職員に連絡するものとする。

(選挙活動の相談)

選挙活動について、生徒会担当職員に確認を行い、許可を取ること。特にキャンパス、スクーリング会場などでの選挙活動については、必ず確認、許可を得ること。